

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医療安全推進規程 新旧対照表 (案)

新	旧	改正事由
<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条第 1 号～第 6 号 (略)</p> <p>(7) <u>職員</u> 法人に雇用される者で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成 12 年法律第 50 号) に基づき、神奈川県から派遣された職員を含む。</p> <p>(8) <u>職員等</u> 職員及び法人の業務活動に従事する者 (派遣職員、委託業務従事者を含む。) 並びにその他理事長が通報を認めた者をいう。</p> <p>(9) <u>通報</u> 医療の安全を確保するための通報をいう。</p> <p>(10) <u>通報者</u> 理事長が通報を認めた者及び職員等をいう。</p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>(<u>通報</u>)</p> <p>第 7 条 <u>通報者は、通報を随時行うことができる。ただし、通報者は虚偽の通報、その他不正の目的の通報を行ってはならない。</u></p> <p>2 <u>法人は、前項による通報を受けた場合、その内容の調査、必要な是正措置を実施し、適切に処理するものとする。</u></p> <p>3 <u>法人は、通報者が正当な通報を行ったことを理由として、当該通報者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 <u>通報は、本部事務局総務企画部総務企画課が受け付ける。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>第 2 条第 1 号～第 6 号 (略) (第 7 号～第 10 号追加)</p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>(第 7 条追加)</p>	<p>内部通報に必要な用語の定義を新たに追加する。</p> <p>医療の安全を確保するための通報について、新たに定める。</p>

新	旧	改正事由
<p>5 <u>通報は、書面の送付、電子メールの送信、電話又は面談のいずれかの方法により、実名又は匿名の別にかかわらず行うことができる。</u></p> <p>6 <u>通報に関する管理を行うため、通報管理責任者を置く。</u></p> <p>7 <u>通報管理責任者は、医療安全を統括する副理事長をもって充てる。</u></p> <p>8 <u>本部事務局総務企画部総務企画課員は、通報者からの通報を受け付けた場合には、通報内容を通報管理責任者、本部の事務局長及び総務企画部長に報告しなければならない。</u></p> <p>9 <u>通報管理責任者は、通報の報告を受け付けたときは、当該通報に係る事実関係について調査を実施するか否かについて決定する。</u></p> <p>10 <u>通報管理責任者は、当該通報に係る事実関係について調査を実施する必要があると認めた場合には、通報管理責任者が指定する部署に調査を実施させる。なお、調査を実施しないときは、調査を実施しない旨及びその理由を、通報者が匿名である場合を除き、通報者に通知するものとする。</u></p> <p>11 <u>通報管理責任者は、当該通報に係る事案が医療安全管理上の問題があると判断したときは、速やかに必要な是正措置及び再発防止策を策定し、前項の調査結果と併せて、理事長に具申するとともに、通報者に通知するものとする。ただし、匿名による通報者に対しては、この限りでない。</u></p> <p>12 <u>理事長は、通報対象となった病院の管理者に前項の是正措置及び再発防止策の実施を指示するものとする。</u></p> <p>(医療安全活動資料の非開示)</p>	<p>(医療安全活動資料の非開示)</p>	
<p>第8条 医療安全活動資料は、法人の医療安全を目的とするものであ</p>	<p>第7条 医療安全活動資料は、法人の医療安全を目的とするものであ</p>	<p>条ずれの修正</p>

新	旧	改正事由
<p>るため、外部に開示することができないものとする。</p> <p>(懲戒処分の適用除外)</p> <p>第9条 医療事故等発生の責任を理由とした関係職員に対する就業規則第63条に規定する懲戒処分は行わないものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>るため、外部に開示することができないものとする。</p> <p>(懲戒処分の適用除外)</p> <p>第8条 医療事故等発生の責任を理由とした関係職員に対する就業規則第63条に規定する懲戒処分は行わないものとする。</p>	<p>条ずれの修正</p>